

あかの民商ニュース

阿賀野民主商工会
阿賀野市南安野町一三八
☎〇二五〇六二七一五八

NO 1551

商売くらしに役立つ!
全国
商工新聞
月/500円

就学援助制度

阿賀野市では、小・中学校でかかる費用の一部を支援する制度があります。

援助の内容

- 学用品・通学用品費：ノート、鉛筆、靴、傘等の購入費
- 新入学用品費：ランドセル、かばん等の購入費
- 4月認定の新生（年生のみ）
- 校外活動費：遠足、写生会、野外活動等にかかる交通費、見学科等
- 修学旅行費：交通費、宿泊費、見学科等
- 学校給食費：学校給食費にかかる経費
- PTA会費
- 生徒会費：中学校のみ
- 医療費：学校の定期健診で見つかった特定疾患の治療費
- 日本スポーツ振興センター災害共済掛金：日本スポーツ振興センターの災害共済給付に係る共済掛金



申請は在学する学校へ申請用紙を出します。申請用紙は市内各小中学校、市教育委員会学校教育課にあります。

利用できる世帯は、世帯総所得額が生活保護法に定める基準額の1.30%以下の世帯。

平成28年度の雇用保険料率が引き下がります。

3月29日に国会で雇用保険法等の一部を改正する法律が成立しました。4月1日から雇用保険料率が下記の通りになります。

平成28年3月31日まで

事業の種類	①労働者負担	②事業主負担	①+② 雇用保険料率
一般の事業	5/1000	8.5/1000	13.5/1000
建設の事業	6/1000	10.5/1000	16.5/1000

平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで

事業の種類	①労働者負担	②事業主負担	①+② 雇用保険料率
一般の事業	4/1000	7/1000	11/1000
建設の事業	5/1000	9/1000	14/1000



労働保険事務組合より

4月に入り従業員を雇い入れ、退職した方はいませんか。雇用保険の被保険者資格取得・資格喪失届の手続がまだすんでいない場合は労働保険事務組合まで連絡をください。

また、雇用保険・労災に加入していない事業所は1人でも労働者を雇い入れた場合は労働保険に加入しなければなりません。

雇用保険資格取得には、雇入通知（契約）書・出勤簿・賃金台帳等が必要になります。

従業員が退職した場合は、出勤簿・賃金台帳が必要になります。

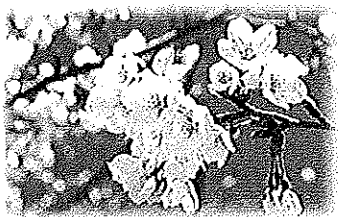
また、雇用保険・労災に加入していない事業所は1人でも労働者を雇い入れた場合は労働保険に加入しなければなりません。



労働保険は1人でも労働者を雇い入れたら必ず労働保険に加入しなければなりません。

労働保険年度更新

年度更新資料の提出は、**4月4日～4月15日**までにお願ひします。遅れる場合は民商まで連絡を下さい。



今年の集団検診日程

下記のとおりとなります早めに申し込みをお願いします。

5名申込あり

- 日時 5月21日（土）
- 締切り 4月15日（金）

